

社会福祉法人 米原市社会福祉協議会 情報公開規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人米原市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が保有する情報の公開に関し必要な事項を定め、公正で透明性のある運営を推進することにより、本会活動に対する市民の理解と信頼の確立を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、「情報」とは、本会の役職員が職務上作成し、または取得した文書、図画、写真、フィルムおよび電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、役職員が組織的に用いるものとして、本会が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものは除く。

（1）新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの。

（2）一般住民の利用に供することを目的として保有しているもの。

(本会の責務)

第3条 本会は、この規程に定めるところにより、本会の保有する情報を積極的に公開するよう努めなければならない。

2 本会は、この規程の解釈および運用にあたっては、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮を行うものとする。

(利用者の責務)

第4条 この規程に定めるところにより、情報等の公開を請求しようとするものは、情報等の公開を受けたとき、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

(公開申請ができるもの)

第5条 いかなるものもこの規程に定めるところにより、本会に対して情報の公開を請求することができる。

(公開の請求方法)

第6条 情報の公開を請求するものは、本会に対して、別に定める情報公開請求書（以下「公開請求書」という。）を提出するものとする。

2 本会は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求したもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めてその補正を求めるとし、公開請求者が補正を行わない場合には、当該公開請求に応じないことができる。

(情報の公開)

第7条 本会は、公開請求に係る情報に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非公開情報」という。)が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該情報を公開するものとする。

- (1) 法令及び条例(以下「法令等」という。)の定めるところにより、公にすることができないと認められる情報
- (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報
- (3) 法人その他の団体(本会を除く。以下「法人等」という。)に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等または個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、事業活動によって生じ、または生じるおそれがある支障から人の生命、健康、生活または財産を保護するために公開することが必要であると認められる情報を除く。
- (4) 本会の内部または本会と他団体との間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは円滑な意思決定が不当に損なわれるおそれまたは特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 本会が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれ、その他当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 調査または試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 会議に係る資料、議決事項、会議録等の情報であって、公開することにより、会議の公正または適正な議事運営が著しく損なわれるおそれ
 - ウ 契約、交渉または争訟に係る事務に関し、法人の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害し、もしくは特定の者に不当な利益または不利益を生じさせるおそれ
 - エ 公にすることにより本会における適正な人事管理の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ その他本会に係る事業に関し、法人経営上の正当な利益を害するおそれ

(情報の一部公開)

第8条 本会は、公開請求に係る情報の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該公開請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該非公開情報に係る部分以外の部分を公開するものとする。

2 公開請求に係る情報に第7条第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合について、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を準用する。

(情報の存否に関する情報)

第9条 公開請求に対し、当該公開請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、本会は、当該情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する決定等)

第10条 本会は、公開請求に係る情報の全部または一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨並びに公開をする日時および場所を書面により通知するものとする。

2 本会は、公開請求に係る情報の全部を公開しないとき(第9条の規定により公開請求を拒否するときおよび公開請求に係る情報を保有していないときを含む。以下同じ。)は、公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

(公開決定等の手続)

第11条 第10条第1項および第2項の決定(以下「公開決定等」という。)に関する手続きは、公開請求に係る情報を所管する部署が所管し、必要な決裁を得たうえで行うものとする。

(公開決定等の期限)

第12条 公開決定等は、公開請求があった日から原則として15日以内に行なうものとする。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定に関わらず、本会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、前項に規定する期間を延長することができる。この場合において本会は、公開請求者に対し、遅滞なくその旨を書面により通知するものとする。

3 前項の場合において、本会は、公開請求書が提出された日から起算して30日以内に決定するよう努めるものとする。

(理由の付記)

第13条 本会は、第10条第1項または第2項により公開請求に係る情報の全部または一部を公開しないときは、公開請求者に対し、第10条第1項または第2項に定める書面によりその理由を示すものとする。

(第三者に対する意見を述べる機会の付与)

第14条 公開請求に係る情報に法人および公開請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、本会は、公開決定等に先立ち、当該第三者に意見を述べる機会を与えることができる。

(情報の公開の方法)

第15条 情報の公開は、本会が指定する日時および場所において、文書、図画または写真については閲覧または写しの交付により、フィルムについては視聴または写しの交付により、電磁的記録については視聴、閲覧、写しの交付等で適切な方法により行う。

2 前項の規定にかかわらず、本会は、閲覧の方法による情報等の公開にあたっては、当該情報の保存に支障が生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該情報の写しによりこれを行うことができる。

(他の制度との調整等)

第16条 本会は、法令または条例の規定による閲覧若しくは縦覧または謄本、抄本その他写しの交付の対象となる情報については、当該同一の方法による情報の公開をしないものとする。

2 本会が利用者等の利用に供することを目的として作成、または収集、整理、保存している図書、資料、刊行物で現に閲覧が可能なものについてはこの規程を適用しない。

(費用の負担)

第17条 この規程により情報の公開を受けるものは、当該写しの作成および送付に要する費用を負担しなければならない。

(異議の申出)

第18条 公開請求者は、公開決定等について不服があるときは、本会に対して書面により異議の申出（以下「異議申出」という。）を行うことができる。

2 前項の異議申出は、公開決定等があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行わなければならない。

3 第1項の異議申出があった場合は、本会は、当該異議申出のあった日から原則として14日以内に対象となった公開決定等について再度の検討を行った上で、当該異議申出についての回答を書面により行うものとする。

4 本会は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に異議申出に対する回答をすることができないと認められる場合には、30日以内に決定するものとする。

(情報提供の推進)

第19条 本会は、この規程に定めるもののほか、本会が行う事業に関する情報の提供に努めるものとする。

(情報の管理)

第20条 本会は、この規程の適正かつ円滑な運用に資するため、別に定める規程に基づき、情報を適正に管理するものとする。

(公開請求をしようとするものに対する情報の提供等)

第21条 本会は、公開請求をしようとするものが容易かつ的確に公開請求をすることができるよう、本会が所有する情報の特定に資する情報の提供その他公開請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(委 任)

第22条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成29年1月23日から施行する。

情報公開請求書

年 月 日

社会福祉法人 米原市社会福祉協議会 会長 様

(請求者)

氏名または名称 *法人その他団体にあつてはその名称、代表者の氏名

住所または居所 *法人その他団体にあつては主たる事務所の所在地等を記載

連絡先 *法人その他団体の場合の担当者の氏名及び住所・電話番号等

社会福祉法人米原市社会福祉協議会情報公開規程に基づき、下記のとおり情報の公開を請求します。

1. 請求する情報または内容 (できるだけ具体的にご記入ください。)	
2. 公開の方法 (該当する項目を○で囲んでください。)	(次の方法を希望する ・ 公開方法を指定しない) ア. 事務所における公開の実施を希望する。 《実施の方法》 ①視聴 ②閲覧 ② 写しの交付 ③ その他 () 《実施希望日》 平成 年 月 日 (午前・午後) イ 写しの送付を希望する。
3. 請求の目的	

異議申出書

年 月 日

社会福祉法人 米原市社会福祉協議会 会長 様

(請求者)

氏名または名称 *法人その他団体にあつてはその名称、代表者の氏名

住所または居所 *法人その他団体にあつては主たる事務所の所在地等を記載

連絡先 *法人その他団体の場合の担当者の氏名及び住所・電話番号等

年 月 日付米社協第 号で通知のあつた決定について、次のとおり異議を申し出ます。

1. 異議の申出にかかる情報 または内容	
2. 異議の申出にかかる決定 の内容	
3. 異議の申出にかかる決定 通知を受理した日	
4. 異議申出の理由	

情報公開決定通知書

米社協第 号
年 月 日

(請求者) 様

社会福祉法人 米原市社会福祉協議会
会 長 印

年 月 日付で受理した情報の公開請求については、米原市社会福祉協議会
情報公開規程第 条第 項及び第 項の規定により、次のとおり公開すること
に決定したので通知します。

1. 請求のあった情報 または内容	
2. 情報の公開を行う 日時及び場所	【日 時】 年 月 日 (午前・午後) 時 分 【場 所】
3. 公開の方法の区分	<input type="checkbox"/> 視 聴 <input type="checkbox"/> 閲 覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付
4. 所管課等	課 担当 電話番号

注1 指定された情報の公開に日時が都合の悪い場合には、あらかじめ電話等で担当課までご連絡ください。

2 情報の公開を受ける際には、この通知書を総務課の職員に提示してください。

3 写しの交付を送付により行う場合には、2の公開の日は、写しを送付できる期日を記載しています。

情報一部公開決定通知書

米社協第 号
年 月 日

(請求者) 様

社会福祉法人 米原市社会福祉協議会
会 長 印

年 月 日付で受理した情報の公開請求については、米原市社会福祉協議会情報公開規程第 条及び第 条並びに第 条第 項、第 項及び第 項の規定により、次のとおり情報の一部を公開することに決定したので通知します。

1. 請求のあった情報 または内容	
2. 情報の公開を行う 日時及び場所	【日 時】 年 月 日 (午前・午後) 時 分 【場 所】
3. 公開の方法の区分	<input type="checkbox"/> 視 聴 <input type="checkbox"/> 閲 覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付
4. 情報の公開をしな い部分	
5. 情報の一部を公開 しない理由	米原市社会福祉協議会情報公開規程 第 条第 号に該当 (理由)
【公開しないことに決定した部分の公開をすることができる期日が明らかな場合 の日時】 当該情報は、年 月 日に以降公開できますので、その日以降改めて公 開の請求をしてください。	
6. 所管課等	課 担当 電話番号

- 注1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して
60日以内に、米原市社会福祉協議会に対して異議の申出をすることができます。
- 2 情報の公開を受ける際には、この通知書を総務課の職員に提示してください。
- 3 写しの交付を送付により行う場合には、2の公開の日時は、写しを送付できる期日を記載
しています。

情報非公開決定通知書

米社協第 号
年 月 日

(請求者) 様

社会福祉法人 米原市社会福祉協議会
会 長 印

年 月 日付で受理した情報の公開請求については、米原市社会福祉協議会情報公開規程第 条、第 条第 項及び第 項の規定により、次のとおり公開しないことに決定したので通知します。

1. 公開の請求に係る情報 または内容	
2. 情報を公開しない理由	米原市社会福祉協議会情報公開規程 第 条第 号に該当 (理由)
3. 公開することができる 期日が明らかな場合	該当情報は、年 月 日以降公開 できますので、その日以降改めて公開の請求をして ください。
4. 所管課等名	課 担当 電話番号

注1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して
60日以内に、米原市社会福祉協議会に対して意義の申出をすることができます。

情報公開決定期間延長通知書

米社協第 号
年 月 日

(請求者) 様

社会福祉法人 米原市社会福祉協議会
会 長 印

年 月 日付で受理した情報の公開請求については、米原市社会福祉協議会情報公開規程第 条第 項の規定により、次のとおり決定する期間を延長したので通知します。

なお、決定を行ったときは、速やかに通知します。

1. 公開の請求に係る 情報または内容	
2. 規程第 条第 項 の規定による延長 後の決定期限	年 月 日
3. 決定期間を延長す る理由	
4. 所管課等名	課 担当 電話番号